契約·調達管理会議設置要綱

(目的)

第1条 一般財団法人全日本ろうあ連盟(以下「連盟」という。)、東京都、連盟デフリンピック運営委員会(以下「運営委員会」という。)及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(以下「事業団」という。)は東京 2025 デフリンピック(以下「本大会」という。)の準備、運営を実施するに当たり、本大会における買入れ、請負その他の契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達事務の厳正な確認を行うことを目的とし、四者共同で契約・調達管理会議(以下「本会議」という。)を設置する。

(所管事項・付議条件)

- 第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、運営委員会及び事業団において、本大会の 準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件に ついて、契約手続(予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格 性の判定及び選定等)及び契約締結(調達価格及び契約相手方の決定、入札手続の適確性 の判定等)が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。
 - (1) 契約手続実施前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約手続実施前に精査、 確認を行う。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格 4 千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約(予定価格 50 万円以上)
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件(協賛契約関係)
- キ 社会的に関心の高い案件
- (2) 契約締結前
 - (1)で審議した案件について、次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約締結前に精査、確認を行う。
- ア 低入札となった案件
- イ 1者入札となった案件
- ウ 高落札率となった案件
- 工 収入案件(協賛契約関係)
- オ 社会的に関心の高い案件

(組織)

- 第3条 本会議は、別紙に掲げる委員(委員長を含む。)で構成する。
- 2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員及びオブザーバーを置くことができる。
- 3 前項のほか、委員長が必要と認めるときは、委員でない者を本会議に出席させ、その意 見等を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

- 第4条 委員長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第5条 本会議は、必要の都度、委員長が招集する。委員長が認めるときは、委員の招集に 代えて、書面による合議を行うことができる。
- 2 本会議は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数)

- 第6条 本会議は、全委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 また、少なくとも外部委員1名の参加がなければ会議を開くことができない。
- 2 オンラインによる委員の出席は、前項の出席に含めるものとする。
- 3 委員は、参集又はオンラインによる出席が困難な場合、書面による参加に代えること、 又は代理を立てることで、第1項の出席とみなすことができる。

(公開等)

第7条 本会議の会議は、原則、非公開とするが、後日、本会議の会議資料等を公開する。 ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料の公開については、当該関係者等の事前同意 を得るものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

- 第9条 本会議の事務局事務は、四者が共同で行うものとし、事務局は東京都生活文化スポーツ局に置く。
- 2 本会議の精査、確認に要する資料は、契約調達を行う運営委員会又は事業団に帰属する。

(本会議の運営に要する経費の負担)

- 第 10 条 本会議の運営に要する経費のうち、本会議の開催会場の設営等開催に要する経費 については、東京都が負担する。
- 2 本会議の運営に要する経費のうち、連盟、東京都、運営委員会及び事業団所属の各委員 に係る本会議の開催会場までの交通費その他の旅費については、その所属先が負担する。

(謝金の支払)

- 第11条 本会議は、外部委員に対し謝金を支払うことができるものとする。
- 2 外部委員への謝金の支払に関することは、東京都が行う。

(協議)

第12条 この要綱に定めない事項及びこの要綱の解釈に疑義が生じた事項、又はこの要綱の改正(付議条件の追加及び変更含む。)については、連盟、東京都、運営委員会及び事業

団は、協議の上、信義誠実の原則のもと、決定する。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年2月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

契約‧調達管理会議

委員名簿

委員長	学識経験者 (公認会計士)
委員	学識経験者(弁護士)
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
委員	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 総務部調整担当シニアマネージャー
委員	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
委員	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長